

費用に



※ 1 地震・水害共済金が支払われる場合は除きます。※ 2 地震共済金が支払われる場合は除きます。

お問い合わせはお近くの組合へ

JF共済 <http://www.kyosuiren.or.jp/>

A151801 (H29.5.TS.80,000)



JF共済 浜に笑顔の見張り番

# 補償の拡充 3大ポイント!

## ポイント1 風、ひょう、雪災による支払要件の拡充



これからは!

これまででは…… 20万円以上の損害でお支払い

**3万円以上の損害でお支払い**

3万円 ~ 20万円

例えば

- 雪災による雨樋の破損
- 強風による外壁等の破損
- 強風によるアンテナの倒壊
- 強風によるベランダ屋根の破損

※上記の損害の額及び損害内容は一般的な例であり、実際の事故においては3万円~20万円の範囲外となる場合があります。

## ポイント2 水害による支払共済金を拡充



全損時の縮小割合を撤廃し、損害の額に応じたお支払い!

安心の全額補償へ

これまででは……

- ①損害割合30%以上の場合  
損害の額×(共済金額/共済価額)×70%
- ②損害割合が15%以上30%未満で床上浸水の場合  
共済金額×10%(200万円限度)
- ③上記以外で床上浸水の場合  
共済金額×5%(100万円限度)

これからは!

損害割合30%以上  
または  
床上浸水の場合  
損害の額の**全額**を  
お支払いします

※臨時費用・残存物取片付け費用共済金は支払対象外となります。  
※付保割合が①住宅用建物で60%、②一般物件で80%以上の場合  
※加入共済金額を上限として損害の額をお支払いします。

## ポイント3 地震による損害の支払共済金の拡充



全損時の共済金支払割合を共済金額の30%に引き上げ! 半損を大半損と小半損に分割!

これからは! **全損時は30%、半損は新たに2項目に!**

これまででは… 全損で共済金額の25%

これまででは… 半損で共済金額の10%

全損時の支払いを **30%に引き上げ!**

大半損で共済金額の **20%をお支払い**

小半損で共済金額の **10%をお支払い**

※一部損については今までどおり3%をお支払いします。  
※臨時費用・残存物取片付け費用共済金は支払対象外となります。

# 新しいくらしのおすすめ!



## 掛金負担の少ない50型登場!

低廉な掛金で大きな補償をお望みの方にぴったりの共済契約

例えば

共済金額1,000万円  
共済期間10年  
住宅・木造の場合(年払い)

共済掛金の負担軽減に対応

- 掛金をおさえて大型補償に加入したい!
- カサイ(火災共済)からくらしに見直したい!
- 補償期間は5年か10年がいい!

	50型	20型	10型
共済掛金	57,900円	87,000円	136,500円
満期共済金	20万円	50万円	100万円

## 建物の引受限度額を最高1億円まで引き上げ!

これまで最高引受限度額は4,000万円でしたが、この限度額を1億円まで引き上げました。

大幅UP! **最高1億円**

4,000万円

例えば、高額化する物件に対応

- 設備費などで高額化する物件の見直しに!
- 限度額いっぱい加入している補償の見直しに!

## キャッシュレスで最新補償への切替が可能!

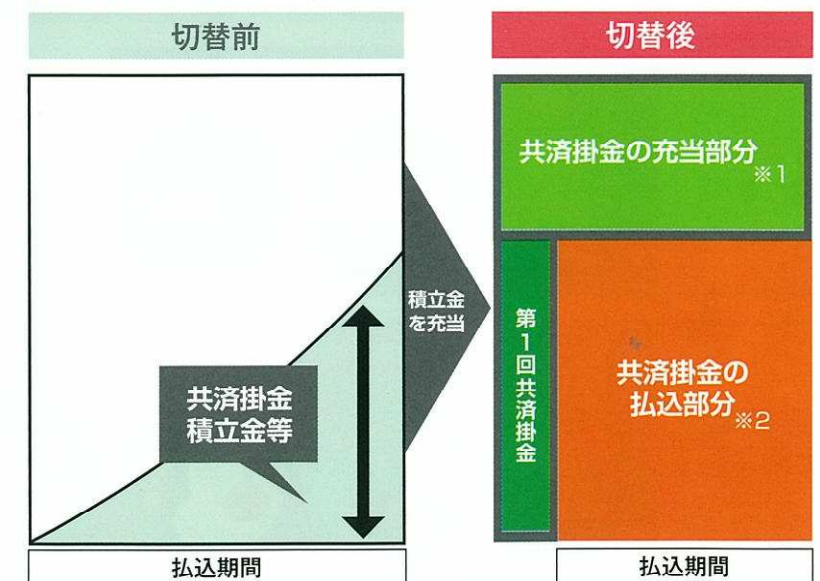
既加入者へお知らせ!

これまでの共済掛金積立金等を充当することで、最新補償への見直しがスムーズに行えます。

最新補償への見直しに対応

- 切替前の共済掛金積立金等を切替後契約の払込共済掛金に充当します。なお初回掛金の払込みは必要ありません。
- 共済掛金積立金等を活用するため、切替後契約の共済掛金負担を軽減できます!

切替イメージ



※1 共済掛金の充当部分とは、共済掛金既払契約をいいます。 ※2 共済掛金の払込部分とは、共済掛金払込契約をいいます。